最終更新日：2021年11月22日
高橋カーテンウォール工業株式会社
代表取締役社長　高橋　武治
問合せ先：管理部　03-3271-1711
証券コード：1994
http://www.t-cw.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「全従業員の物心両面の幸福を追求し、社会の進歩発展に貢献する」の経営理念のもとに、株主・投資家、得意先、取引先、従業員、その他さまざまなステークホルダーから求められる適切な情報開示による経営の健全化を確保し、社会環境・経済環境の変化に的確に対応した迅速な意思決定と財務基盤を強化することによって、継続的な発展を図り社会から必要とされる会社となることです。

そのためにもコーポレート・ガバナンスの充実が経営の重要課題であると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2④】株主総会における権利行使（議決権の電子行使、招集通知の英訳）
当社では、機関投資家、外国法人等の持株比率の状況を踏まえ、現時点では、議決権行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は考えておりません。本件の導入につきましては、今後の機関投資家、外国法人等の持株比率上昇等、必要に応じて検討してまいります。

【原則2-2】会社の行動準則の策定・実践
当社では、役員・社員一人ひとりが最低限順守すべき規範として「コンプライアンス規程」を制定しております。また、社長自らが経営理念に基づき、社会情勢の変化やステークホルダーの動向を踏まえ、会社としての価値観及び実践すべき行動を各種会議体や社内報、全社員向け電子メール等を通じて都度発信しており、事業活動の第一線にまで広く浸透するよう努めております。そのため、会社としての価値観を示し社員が従うべき行動準則を特に定めておりません。今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則2-2①】会社の行動準則の策定・実践
当社は、社長の発信するメッセージはその都度各取締役会メンバーや社員に届いており、必要に応じてその趣旨を社長に確認しております。そのため、原則２－２のとおり、当社では、行動準則を特に策定しておらず、取締役会のレビューも行っておりません。行動準則を策定した場合、検討してまいります。

【補充原則2-4①】中核人材の登用等における多様性の確保
当社は、性別・国籍・新卒/中途の別なく、意欲・能力・人柄・適性次第で採用し、能力・成果・経験等に応じて管理職等に登用しております。多様性確保のための数値目標等測定可能な目標を設定することは、かえって管理職登用の機会均等を歪めるおそれがあると考え実施しておりません。また、中長期的な企業向上に向けた人材戦略は極めて重要と認識しておりますが、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針を定めることは難易度の高い課題であり、現時点で明確な方針を策定・開示できておりません。今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1②】情報開示の充実（英語での情報の開示及び提供）
当社では、外国法人等の持株比率が５％弱と低く、現時点では、招集通知等の英訳は考えておりません。本件の導入につきましては、今後の外国法人等の持株比率の上昇等を勘案のうえ、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1③】情報開示の充実（経営戦略の開示）
当社は、ホームページに環境への取組みを開示しているほか、決算説明資料等において、サステナビリティについての具体的取組みを一部開示しております。一方、人的資本や知的財産への投資については具体的に策定していないため開示しておりません。今後、経営計画策定の際に、人的資本や知的財産への投資等の計画を盛り込む場合は、その開示について検討してまいります。

【補充原則4-1②】取締役会の役割・責務（中期経営計画の公表）
当社は、株主に対するコミットメントの一つとして事業単年度毎の業績等の見通しを公表しておりますが、現在中期経営計画を策定しておりません。
今後策定を検討するとともに、計画が目標未達に終わった場合にはその原因分析を十分に行い、株主に説明を行うとともに次期以降の計画に反映できるよう今後検討してまいります。

【補充原則4-1③】取締役会の役割・責務（最高経営責任者等の後継者計画）
当社は、最高責任者である代表取締役社長の後継者計画を現時点では明確に策定・運用しておりません。今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-2①】取締役会の役割・責務（中長期的な業績連動報酬）
各取締役の報酬は、取締役会決議により代表取締役社長に一任し、株主総会で決議された報酬総額の範囲内のもと、業績や役職毎の業務内容、貢献度その他特に報酬に反映させるべき事項を総合的に勘案のうえ、決定しており、客観性・透明性ある手続は特に定めておりません。
また、ストック・オプション制度を導入しているものの、現金報酬と自社株報酬との割合等は設定しておらず、今後必要に応じて検討しまいります。

【補充原則4-2②】取締役会の役割・責務（中長期的な経営戦略）
現時点で当社は、サステナビリティを巡る取組みについての基本方針、及び事業ポートフォリオ戦略やそれに伴う人的資本・知的財産への投資等経営資源配分計画は中長期的な経営戦略が明確化されてないため、策定しておりません。今後中長期的な経営戦略を策定していくなかで、検討してまいります。

【補充原則4-3②】最高経営責任者の選任手続き
当社では、代表取締役社長の選任・解任については、特に特段の手続きは定めておりませんが、取締役会にて十分な時間をかけて意見交換を行ったうえで候補者を選定しております。客観性・適時性・透明性ある手続制定については、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-3③】最高経営責任者の解任手続き
当社では、代表取締役社長の解任について、一定の基準や要件などは設けておりません。しかし、代表取締役社長がその機能を十分に発揮していないと認められる場合には、取締役会の審議を踏まえ、適時適切に対応してまいります。客観性・適時性・透明性ある手続の確立については今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則４－8①】独立社外取締役との情報交換・認識共有
当社の独立社外取締役は1名で、取締役会事前ミーティングで十分な情報提供を行うことで取締役会での議論に積極的に貢献できるようにしております。そのため、独立社外者のみの定期的な会合は開催しておりません。今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則４－8②】独立社外取締役との連絡・連携体制の整備
当社では独立社外取締役が現在1名のため、複数名になった際に筆頭独立社外取締役を決定する必要性を検討し、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を検討してまいります。

【補充原則４－10①】独立取締役による指名・報酬委員会の検討
当社は、監査役会設置会社を採用しており、独立社外取締役員数が取締役員数の過半数に達していませんが、現在の当社事業規模を勘案すると、独立社外取締役1名、独立社外監査役1名体制で十分にガバナンスが機能していると考えており、指名・報酬委員会は設置しておりません。
取締役の指名や報酬についても、取締役会において、ジェンダー等の多様性やスキルの観点も含め、独立社外役員の幅広い専門知識と豊富な経験を活かした意見及び助言を得ております。そのため、現時点では指名・報酬委員会の設置は考えておらず、今後必要に応じて検討してまいります。

【原則４－11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
当社の取締役会は、経営、財務、主要な事業部門である「建設事業」において専門的知識と豊富な経験を有した者、さらに独立した立場で客観的に経営の監督を行う社外取締役らで構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形を実現しています。また、監査役会には他業界での建築関連事業経験豊かな人材1名を選任しているほか、弁護士と税理士を、それぞれ1名選任しています。なお、現時点で当社事業規模より、取締役会の多様性において女性や外国人といったジェンダーや国際性の面を含んだ構成とはなっておりませんが、その必要性も検討した上で、現在の構成となっています。
これまで、取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析、評価を行っておりませんでしたが、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-11①】取締役会の多様性に関する考え方
当社の取締役会は、取締役の選任にあたって、スキル・マトリックスを作成していないため、開示をしておりませんが、当社の経営理念に基づき、当社の発展・企業価値向上への貢献が期待できる人物という視点で資質・経験・業績・能力を総合的に評価して取締役の候補者を選定しております。なお、独立社外取締役は、他社での経営経験を有する人物を選定しております。スキル・マトリックス等については今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-11③】取締役会の実効性評価
当社では、現在、各取締役の自己評価及び取締役会全体の実効性の分析・評価をしておりませんが、今後、分析・評価を行うことにつき、必要性・有効性も含め今後検討してまいります。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表
当社は現在、中期的な経営計画や経営戦略を策定しておらず、それに伴う事業ポートフォリオ計画や設備投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的な実行内容について株主に明確に説明しておりません。企業が中長期的に成長していくには、既存事業の強化、新技術の研究開発、新規事業進出や新たな市場開拓等が必要と認識しており、中期的な経営計画及びそれに伴う事業ポートフォリオの作成や、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等の策定・公表について、今後検討してまいります。

【補充原則5-2①】経営戦略や経営計画の策定・公表
上記原則5-2の理由から、事業ポートフォリオに関する基本的な方針は策定しておらず、事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すことはできておりません。今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】政策保有株式
当社が上場株式の政策保有株式を保有する場合は、原則として取引先との中長期的な取引関係の維持・強化等の観点から、当社企業グループの中長期的な価値向上に資すると判断する場合に限り保有可能として、それ以外の政策保有株式は縮減する方針です。なお、取締役会は毎年、個別の政策保有株式に関し、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスク、中長期的な経済合理性、投資先企業との総合的な関係・強化の観点で適切かどうかを検証しております。
また、同株式の議決権行使については、投資先企業の企業価値向上に繋がるか、当社企業グループの株主価値を棄損するおそれがないかまたコーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じていないか等を考慮して、賛否を判断しております。

【原則1-7】関連当事者間の取引
当社は、「取締役会規程」により、会社と取締役との取引（利益相反取引を含む）は取締役会決議事項としており、当事者を特別利害関係係者として当該決議の定足数から除いた取締役会メンバーで慎重に審議し、承認された場合のみ実施しております。また、毎年、関連当事者間の取引の有無について、確認しております。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社の企業年金は、確定給付型企業年金制度を採用しており、積立金の管理・運用については外部の資産管理運用機関等に委託しています。
当社は、従業員の安定的な資産形成のため、計画どおりの積立・運用がなされているか、企業年金運用を行う管理部が運用機関に対し定期的に運用状況のモニタリングを行っております。また、企業年金の運用に携わる管理部の担当者は運用機関等外部の専門家からその都度レクチャーを受けており、アセットオーナーとしての資質の向上に取り組んでおります。

【原則3-1】情報開示の充実

（ｉ）経営理念については、当社ウェブサイトにて公開しております。
https://www.t-cw.co.jp/
また、経営戦略・事業戦略等については、決算説明会等にて発表するとともに、その説明資料を当社ウェブサイトにて公開しております。
（ii）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレートガバナンスに関する報告書の「Ⅰ-1.基本的な考え方」に記載しております。
（iii）取締役の報酬等の決定に関する方針と決定プロセスについては、株主総会で決議された報酬の範囲内において、取締役会決議に基づき、基本報酬、賞与の総額を決定しております。各取締役の報酬は取締役会の委任を受け、代表取締役が決定しております。
（iv）取締役・監査役の候補者の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、当社の経営理念に基づき、当社の発展・企業価値向上への貢献が期待できる人物であることを基本に、次の事項を総合的に評価したうえ、候補者を選定し（監査役候補者については監査役会の同意を得て）、取締役会での審議を経て、株主総会に選任議案を諮るものとしております。
①業界内もしくは他業界での経験・専門性
②人格・資質・リーダーシップ
③リスク管理能力・危機対応力
④業績・貢献度
⑤社内外の関係者と協力して問題を解決する能力及び知見
⑥法令及び企業倫理の遵守精神
また、解任に関しては、次の事項に該当する場合、取締役会は、社外取締役の意見を尊重し、最終的に解任の判断に至ったときは、株主総会に解任議案を諮るものとします。
①職務遂行上の法令・定款違反行為がある場合
②心身の故障がある場合
③職務への著しい不適任がある場合
④その他正当な理由が存在する場合
（ｖ）取締役の選任に関する判断材料となる略歴、重要な兼職の状況等を株主総会招集通知及び当社ウェブサイトにて開示します。また、取締役の解職、解任を行ったときは、その理由を開示するものと致しますが、開示の方法につきましては、適時開示やその他により適切な方法を行ってまいります。

【補充原則4-1①】経営陣に対する委任の範囲
当社の取締役会は、取締役会で決議すべき事項を「取締役会規程」等において定めております。また、「経営会議規程」「職務権限規程」等を定め、経営陣や部門長にその取引の規模や性質などを鑑み、職務の執行を委任する範囲を明確に定めております。取締役会として判断・決定するものとして、新株発行、決算の承認、部長以上の人事、重要な固定資産の取得・処分などがあります。経営陣に委任するものとして、受注・製造・売上に関する事項や技術・研究開発に関する事項などがあります。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社では、東京証券取引所の基準に沿って独立社外取締役1名を選任しております。

【補充原則4-11②】取締役・監査役の兼任状況
当社は、取締役・監査役が上場会社の役員を兼任する場合には、当社の職務遂行に支障がない合理的な範囲の兼任にとどめており、毎年その状況の確認を行っております。そして、兼任状況は、毎年株主総会招集通知や有価証券報告書で開示しております。

【補充原則4-14②】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社は、取締役及び監査役による経営監督・監査機能が十分に発揮されるよう、関係部門が職務遂行に必要な情報を適切かつ迅速に提供する方針であります。各取締役・監査役は、必要に応じて社外開催の交流会やイベント、他業界見学等に積極的に参加し、見聞と人脈の拡大に努める方針であります。
また、各目的に応じた社外セミナー参加や専門誌購読の機会を提供し、その費用は会社負担としております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
当社は、株主に対し公平かつ適時適切な情報を継続的に開示することを基本とし、IR活動を通じて当社の適正な評価と信頼を得るよう努めております。
当社は株主から対話の申入れがあった場合には、その申入れの趣旨・目的等を考慮して、対応しております。個別面談では原則代表取締役社長が対応しております。個別面談以外の手段としては当社ウェブサイトでの関連情報の開示を行うほか、専用のメールアドレスを設け対話を行っております。対話において把握した株主の意見などは、必要に応じて経営陣幹部あるいは取締役会等にフィードバックを行い、情報の共有・活用を図っております。なお、株主との対話に際しては、インサイダー情報の管理を徹底しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
高橋　武治	1,517,329	17.57
高橋　敏男	1,007,312	11.66
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	588,400	6.81
岩崎　陽子	473,319	5.48
高橋　宗敏	423,702	4.90
高橋　亜紀子	412,641	4.77
高橋　雅代	235,259	2.72
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC （常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	155,200	1.79
昭和化学工業株式会社	134,000	1.55
高橋　幸子	123,000	1.42

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

―

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、支配株主、親会社を有しておりません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小出　斉	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小出　斉	○	当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主と利益相反の事態を生じるおそれがないことから独立役員に指定している。	幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識を有しており、当社の経営に対して有益なご意見やご指導を頂けると判断したため

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、監査を実施するにあたり監査役との会合を開催して、監査報告書の提出予定日、監査の方法の概要、実施時期及び往査事業所、実査・立会・確認手続の概要等の説明をして連携しております。
監査室は、各部門における法令遵守状況の監視及び業務監査を実施しており、その状況を監査役に報告し、連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中西　博之	他の会社の出身者													
中川　康生	弁護士													
吉見　芳彦	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中西　博之	○	当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主と利益相反の事態を生じるおそれがないことから独立役員に指定している。	他業種での職務経験に基づく客観的な視点からの監査が出来ることから選任しました。 また、当該監査役は当社及び関連会社の業務執行者、当社を主要取引先とする者、もしくはその業務執行者または当社の主要取引先もしくはその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家・法律専門家、当社の主要株主ではなく、過去にそうであったこともありませんし、それらの者の近親者でもありません。
中川　康生		―――	弁護士であり、専門的な見地から監査が可能です。
吉見　芳彦		―――	税理士であり、専門的な見地から監査が可能です。

[独立役員関係]

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的としてストックオプション制度(新株予約権の発行)を導入しております。
当社は、取締役について、この取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年の年額20百万円を上限として設けております。

ストックオプションの付与対象者	その他

該当項目に関する補足説明

現状、付与対象者はおりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるもの者が存在しないため開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、業績連動報酬の体系ではありませんが、世間水準および会社の業績や、従業員給与とのバランスを考慮して、株主総会の決議により定められた報酬制度の範囲内において、決定しております。なお、役職ごとの役員の報酬等の額の決定に関する方針はありません。
当事業年度におきましては、基本報酬については、取締役会により委任された代表取締役社長高橋武治が取締役各人別の報酬額を決定しております。賞与については、2020年6月29日開催及び2020年12月25日開催の取締役会にて決定しております。監査役の報酬等は、監査役の協議により決定しております。
取締役の報酬限度額は、2010年3月30日開催の第45期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、また別枠でストック・オプション報酬額として年額20,000千円以内と決議されています。なお、定款上の取締役の員数は11名以内であります。
監査役の報酬限度額は、1994年3月30日開催の第29期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されています。なお、定款上の監査役の員数は4名以内であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

取締役会開催の案内(開催日時、議案等)を開催日の3日前までに、管理部から社外取締役及び社外監査役に発送します。
社外取締役が取締役会において経営上の重要事項についての迅速な意思決定及び建設的な議論・意見交換を行って頂くために、毎月の経営会議の議事録を送付するとともに、適宜関係資料を提供しております。
また、社外監査役には、常勤監査役が中心となって連絡をとりあい、監査役業務に関する情報を共有しております。
社外取締役、社外監査役の指示を受けて会社の情報を的確に提供できるよう、管理部が社内との連絡調整にあたる体制をとっています。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会は、3名の取締役で構成されており、内2名は社内取締役、1名が社外取締役であります。月1回開催の定例取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について迅速な意思決定するとともに取締役の職務の執行を監督しております。
議　長:代表取締役社長　高橋　武治
構成員:専務取締役　手塚　武、取締役(社外)　小出　斉
常勤監査役(社外)　中西　博之、監査役(社外)中川　康生、監査役(社外)　吉見　芳彦
・監査役会は、3名の監査役で構成されており、内1名は常勤監査役の社外監査役、2名が非常勤の社外監査役であります。監査役は、取締役会

をはじめ重要な会議に出席して取締役等から職務の執行状況の報告を聞き、業務及び財産の状況の調査を行うなどし、取締役等の職務執行を監視・検証しております。

議　長：常勤監査役（社外）　中西　博之

構成員：監査役(社外)　中川　康生、監査役(社外)　吉見　芳彦

・経営会議は、常務以上の役員及び議長の指名する者で構成され、経営に関する重要な業務執行事項について審議するために、原則月1回の定例経営会議のほか必要に応じて臨時経営会議を開催しております。なお、重要な業務の執行については、取締役会に上程しております。

議 長：代表取締役社長　高橋　武治

構成員：専務取締役　手塚　武、執行役員営業部長　大野　茂、
執行役員技術部長　佐々木　哲也、執行役員設計部長　中村　秀憲、
執行役員生産本部長兼工務部長　矢部　聡、執行役員つくば工場長　六鹿　恭吾、
執行役員大阪支店長　大政　淳泰、執行役員管理部長　市川　尚、
経営・IT企画室長 高橋　宗敏

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を向上させるべく、独立役員を2名選任しております。

社外取締役1名は、独立役員であり、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する資質を十分に備えていると判断され、幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識により、独立した立場及び外部の客観的な視点から、取締役会への有益な助言及び経営監督機能を期待しております。

また、当社は監査役会設置会社を選択しており、独立性と高度な情報収集能力の双方を確保すべく、監査役3名全員を社外監査役で選任しており、内1名を独立役員としております。監査役は、取締役会等の会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、本店支店工場等の業務、財産の調査を通じて適正な監査を行える実効性を有しており、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

上記の理由により、経営の監視・監督機能が十分に果たされており、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を毎年2月に開催。スモールミーティングも適時開催。	あり
IR資料のホームページ掲載	http//www.t-cw.co.jp 掲載資料（決算情報、決算以外の適時開示資料、決算説明会資料）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員　社長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及び子会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業が継続して社会に貢献していくために「コンプライアンス規程」を定め、当社グループ役職員全員への浸透を図る。

反社会的勢力の排除についてはコンプライアンスの一環として取り組み、取引関係を含めて一切の関係を遮断する。

（2）職務の適正な執行を継続的にモニタリングするために、監査室は内部監査を実施する。

（3）監査室は、コンプライアンス状況を適宜取締役会に報告する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等取締役の職務の執行に係る文書については、「文書管理規程」に基づき適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な体制を整備する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）経営上のリスクの分析及び対策等の検討を、取締役会において行う。

（2）リスク管理の整備について「リスク管理規程」を定める。

当社グループにおける各事業部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行い、各事業部門の長は、リスク管理の状況を随時取締役会に報告する。

（3）当社グループの経営に重大な影響を及ぼすようなリスクが発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応によって損失を最小限に抑えるとともに、再発防止のための対策を講じる。

4．取締役の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）経営会議において、経営に関する重要な業務執行事項について審議し、取締役会は月1回の定期的な開催のほか必要に応じて臨時に開催し、当社グループにおける業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。

（2）当社グループに機能別、事業部門ごとにそれぞれ担当取締役を設置し、執行責任の所在を明確にすることにより、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制をとる。

5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）関係会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき管理部長が総括し、緊密な連携のもとに関係会社を指導、援助する。

（2）関係会社には必要に応じて取締役又は監査役として、当社の取締役、監査役、使用人を派遣し、業務執行の適正性を監督するとともに重要事項に関しては当社の事前承認または当社への報告を行う。

（3）監査室は、子会社における内部監査を実施し、業務の適正を確保する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から要請があったときは、監査役の職務を補助する使用人を配置し、監査役の指示によりその職務を行わせる。

7．監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

（1）監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下に置かれ、その業務に専念する。

（2）監査役の職務を補助する使用人の人事考課は、常勤監査役が行う。

8．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1）当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告しなければならない。

（2）当社グループの取締役及び使用人は、何時も監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項について、速やかに報告を行わなければならない。

（3）監査役は、取締役会のほか必要であると認める会議に出席することができる。

（4）前各号で報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役は、取締役会等の会議のほか、取締役及び使用人と意見・情報の交換を行う。

（2）監査役は、監査室、グループの監査役、会計監査人と随時意見・情報の交換を行い、相互に連係して監査の実効性の確保を図る。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項

当社グループは、監査役の職務の執行上必要と認める費用を負担し速やかに処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．基本的な考え方

当社グループは、市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力には毅然として対処し、不当要求は拒絶しなければならない。

2．整備状況

当社グループは、コンプライアンス疑義事象の早期発見と是正を図り、内部通報制度を導入しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
　当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況につきましては、重要な情報について各部門から情報管理責任者（管理部長）に報告させ、適時開示に係る情報を一元的に管理しております。
　情報管理責任者は、適時開示規則等に照らして開示が必要と認められた場合には、その内容･方法等を検討し代表取締役社長に報告、原則として取締役会への報告･承認を得た後に、速やかに情報開示しております。

